

小樽市宿泊税システム整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的に市内の宿泊事業者に対し、既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築等に要する経費の一部を補助する小樽市宿泊税システム整備費補助金(以下「補助金」という。)に関し、小樽市補助金等交付規則(平成27年小樽市規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊税 小樽市宿泊税条例(令和6年条例第40号)により課する宿泊税をいう。
- (2) 宿泊事業者 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む者
 - イ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をして、同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、宿泊事業者であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 小樽市内に宿泊施設を有し、かつ、市内で事業を営んでいること。
- (2) 市税等に滞納がないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続を行っている者でないこと。
- (4) 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年小樽市条例第19号)に規定する暴力団、暴力団員及びその関係者に該当していないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、宿泊税の導入に伴って補助対象者が小樽市内に所在する宿泊施設において実施する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入等に係る事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要し、宿泊税の導入に伴って発生した次に掲げる経費であって、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 既存のレジシステムの改修又は新たな構築に係る経費
 - (2) ソフトウェアの購入に係る経費
 - (3) PC、タブレット、ディスプレイ、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器の購入に係る経費(プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器は、印刷あるいはスキャン機能を主とし、一般的にプリンター、スキャナー及び複合機と呼称される製品を対象とする。)
 - (4) POSレジ及びモバイルPOSレジの改修及び導入に係る経費
- 2 補助対象経費は、第8条に規定する決定の日から第13条に規定する実績報告を終える日までに要したものとする。
- 3 補助対象経費は、次に掲げる経費を除外するものとする。

- (1) 用途、単価、規模等の確認が不可能なもの
- (2) 契約書、発注書、納品書、領収書、振込明細書等の帳票類に不備があるもの
- (3) 支払いが補助対象者以外の名義で行われるもの
- (4) リース又はレンタル契約のソフトウェア又はハードウェアに要する経費
- (5) クラウド型システムの月額料金等及び通信費（インターネット回線、プロバイダー料金等）
- (6) 消費税及び地方消費税相当分
- (7) 振込手数料
- (8) 補助金の交付決定前に開始した事業の経費
- (9) 国などが交付する他の補助金等の交付対象となった経費。ただし、北海道がこの要綱と同様の目的で交付する補助金等（補助率が2分の1を超えないもの）は、この限りではない。
- (10) その他市長が不相当と認めるもの

（補助金の額）

- 第6条** 補助金の補助率は、補助対象経費の2分の1とし、1施設当たりの補助金の限度額は50万円とする。この場合において、補助対象経費の2分の1に相当する額に千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。
- 2** 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額の合計に前項に定める補助率を乗じた額と前項に定める1宿泊施設当たりの上限額のうち、いずれか低い額とし、各年度の予算で定める額の範囲内で交付するものとする

（補助金の交付申請）

- 第7条** 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業の実施前に、小樽市宿泊税システム整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、宿泊施設ごとに、市長へ提出しなければならない。
- (1) 旅館業法営業許可証の写し（旅館・ホテル又は簡易宿所を営む者の場合）
 - (2) 住宅宿泊事業法第13条の標識の写し（住宅宿泊事業を営む者の場合）
 - (3) 市税等を滞納しているものでないことを確認できる書類
 - (4) 導入しようとするシステム又は製品等の見積書の写し
 - (5) 申請資格に関する誓約書（様式第2号）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2** 交付申請の受付開始日については、市長が別に定めるものとする。
- 3** 補助対象事業への着手は、補助金の交付決定の通知を受けて行うものとする。

（補助金の交付決定）

- 第8条** 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請書等の内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。
- 2** 市長は、前項の場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項について、修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。
- 3** 市長は、前2項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

- 第9条** 市長は、前条による補助金を交付する場合は、第11条及び第17条第1項第1号の条件並びに第18条の条件を付すものとする。

(申請の取下げ)

第10条 第7条の規定による申請を行った者が、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げを行うことができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第11条 第8条の規定による決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定があった事業(以下「補助事業」という。)の内容若しくは補助対象経費の割合を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、速やかにその旨を小樽市宿泊税システム整備費補助金変更・中止(廃止)承認申請書(様式第3号)に当該変更等が確認できる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる補助事業の目的の変更を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助金の交付決定額に影響がなく、その変更により補助目的の達成を効率的に行うことができる場合

(2) 交付の決定の際における補助対象経費の総額の20パーセント以内の減少の場合

2 市長は、前項の規定による変更等の承認の申請があったときは、当該申請の内容を調査し、相当の理由があると認めるときは、補助事業者に対して変更等の承認を通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合において、第8条の規定により交付決定した補助金の額の変更は行わないものとする。

5 補助事業の変更に伴い、補助対象経費を減額した場合には、減額後の補助対象経費をもって第6条の規定により交付額を算出するものとする。

(状況報告等)

第12条 市長は、補助事業の円滑適正な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行状況に関し、報告を求め、又は補助機関である職員等に調査をさせることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第11条の規定による廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は令和8年2月20日までのうち、いずれか早い日までに、小樽市宿泊税システム整備費補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 支出した経費の事実を証明する領収書等

(2) 小樽市宿泊税システム整備費補助金口座振込依頼書(様式第5号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであることを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告を受けた日から原則として20日以内に補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 前項に規定する審査において、必要に応じ、現地調査を実施するものとする。この場合、補助事業者は当該調査に協力しなければならない。
- 3 第1項に規定する審査の結果、補助対象経費が増額となった場合において、第8条の規定により交付決定した補助金の額は変更しないものとする。
- 4 第1項に規定する審査の結果、補助対象経費が減額した場合には、減額後の補助対象経費をもって第6条の規定により交付額を算出するものとする。
- 5 第11条の規定による計画の変更に係る承認を受けずに支出した経費については、原則、補助対象経費から減額するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(是正のための措置)

- 第16条 市長は、第13条に規定する報告があった場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを補助事業者に対して命ずることができる。
- 2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(決定の取消し等)

- 第17条 市長は、次に掲げる事項に該当する場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、第7条の規定に基づき提出した同条第1項第4号に定める申請資格に関する誓約書の誓約事項に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がなく補助金を使用しないとき。
 - (3) 補助事業者が、虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領した場合
 - (4) 補助事業者が、補助事業に関して不正に他の補助金等（第5条第3項第9号の規定を含む）を重複して受領した場合
 - (5) 補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、あらかじめ市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供した場合
 - (6) 補助事業者が、前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は不正な行為をした場合
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
 - 3 市長は、前項に規定する補助金の返還について、これを補助事業者が納期日までに納付しなかった場合は、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期限については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
 - 4 本条の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第18条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業完了後においても善良なる管理者

の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等を市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合はこの限りではない。

(帳簿及び書類の備付け)

- 第19条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理しておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び書類は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(暴力団等の排除)

- 第20条 市長は、小樽市暴力団の排除の推進に関する条例第3条第2項に規定する警察その他の関係機関に対し、補助金の交付を受けようとする者又は補助事業者が同条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第5条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を受けようとする者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補則)

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月7日から施行する。